

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人 福岡県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

SK2021258 SK18171

③ 施設の情報

名称：ひばりが丘学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：坂井 満	定員（利用人数）：60名
所在地：福岡県朝倉市馬田 3246 番地	
TEL：0946-22-2907	ホームページ： https://www.hibarigaokagakuen.com/
【施設の概要】	
開設年月日 昭和 26 年 6 月 4 日	
経営・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 朝倉社会事業協会	
職員数	常勤職員：29名 非常勤職員：7名
有資格 職員数	社会福祉士 2名 心理士 1名
	保育士 14名 看護師 1名
	栄養士 1名
施設・設備 の概要	(居室数) 40室 保育室、心理療法室、厨房、食堂
	相談室、会議室、職員室、事務室 娯楽室、医務室等、園長室

④ 理念・基本方針

【理念】

子どもが施設で暮らし地域社会に見守られながら成長していく中で子どもの権利を擁護し、より家庭的な生活を営み、すべてを受け入れながら子どもの自立支援・家庭復帰に向け、子どもの最善の利益のために全体で育む。

【基本方針】

1. 私たちは、子どもの権利を擁護し、子どもの権利を侵害することなく、子どもを養育します。
2. 私たちは、子どもが安心して安全に生活が送れるよう、より家庭的な環境を提供し、個の成長に応じた支援に努めます。
3. 私たちは、子どもの意思を尊重し、自立できるように関係機関と連携を図りながら支援します。
4. 私たちは、社会資源・地域の一員として、情報交換や交流の場を設けることにより、子ども大人が共にいきいきと暮らせるように地域社会に貢献します。
5. 私たちは、子どもの変化や社会のニーズに応えるため、専門的技術の習得に努め、資質向上を図ります。
6. 私たちは、子どもに関するすべての法令・規則を遵守し、守秘義務を守ります。
7. 私たちは、退園した子どもが困らないように、アフターケアの充実に努めます。

⑤ 施設の特徴的な取組

- ①自然豊かで広いグラウンドを有し、伸びのびと楽しく生活しています。
- ②園内に野菜畑や茶畑があり、収穫して食事で提供するなど食育を大切にしています。
- ③個の特性やニーズに合う学習支援（学習塾・特別支援学級）を行っています。
- ④情緒の安定を図るため、心理職や看護師、その他の専門職を配置しています。
- ⑤小規模グループケア（5ユニット）、地域小規模児童養護施設（1施設）となり、子どもたちがより家庭に近い環境で個人のスペース・時間を大切にできるよう全員ひとり部屋で家庭的な環境を整えています。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年9月11日（契約日）～ 令和6年3月29日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和3年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. 理念、基本方針について

- 理念、基本方針はパンフレットやホームページに明記し、毎月の職員会議で職員に確認し周知しています。養育・支援目標の指標となり、実行するための「期待する職員像」を明確にしています。
- 基本方針「4つの心」を掲げ、図式化することで子どもや家族、地域にも分かりやすく説明しています。

2. 地域との交流

- 地域との関わりについての基本的な考え方を確立し職員へ周知しています。
- 地域の行事には花植えやゴミ拾いなどのボランティア、夏祭りや花火大会などへ参加するなど、地域との交流が行われています。子どもたちは地域の人への挨拶も習慣となっています。

3. 子どもを尊重した養育・支援への取り組み

- 職員が共通の理解をもつために、職員会議毎に全養協倫理綱領を読み合わせ、遵守について園長が職員へ話をするなどの取組を行っています。
- 園内職員研修のほか外部の各種研修会等へ積極的に参加し、職員一人ひとりの意識向上に取り組んでいます。

4. 支援の継続性とアフターケア

- 入所前に園職員との面談や施設見学等への対応を行い、入所予定児童の不安をできるだけ緩和できるような配慮を行っています。
- 入所までの経過を踏まえて環境を整えたり、周囲の子どもへ理解や配慮の協力を促したりと受け入れの準備をしています。
- 家庭復帰に際し、子どもや家族、関係機関との協議を行いながら、試験外泊等を通して子ども自身が家庭生活のイメージを持てるよう支援しています。
- 里親への措置変更後には、里親支援専門相談員を中心に継続的に支援を行っています。

5. 養育・支援の質の確保

- 職員はそれぞれの専門や役割において、衣・食・住及び心身の健康を担保し、子どもたちの安心や居心地の良さを向上させるため、真摯に取り組んでいます。

◇改善を求められる点

1. 事業計画について

○事業計画は経営課題の改善について作成されていますが、評価実施のための具体的な目標設定と子どもや保護者への周知の取組が求められます。

2. 福祉人材の確保・育成，職員の質の向上に向けた体制の確立

○アフターケア担当が資格者不足等の理由から充足されていない状況です。高卒で無資格の人などにも資格が取れるよう、計画的な支援と配慮が期待されます。

○全職員へ各職責の役割について理解を促すと共に、目指すべき資格やキャリアパスの明示、育成についての支援体制等が求められます。

○目標管理制度の策定や仕組みが確立されていません。モチベーションを高め、質の高い福祉サービスを提供し続けるためにも、職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が望まれます。

3. 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援

○居室は完全個室化で個々のプライバシーに配慮しています。また共有スペース等でも環境整備や情報管理を行っています。今後は個人情報保護とは別に、プライバシー保護に関する規程・マニュアル等の整備と周知への取組が望まれます。

4. 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組

○火災想定以外に地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対しても、防災マニュアル策定を積極的に取り組んでいくことが期待されます。

○防災食や備蓄品の使用期限や明細等の管理が望まれます。

○「施設にとってのリスクとは何か？」を様々な視点から捉えて明確化し、それぞれのリスクに対してマネジメントしていくことが求められます。各リスクに対し責任者を設置して、それぞれの課題解決に向け具体的に取り組んでいくことが望まれます。今後、BCP（事業継続計画）策定が望まれますが、その過程でリスク対象と対応手順の整備と見直しも期待されます。

5. 養育・支援の質の確保

○清潔に関してチェック表はありますが、管理とチェックが充分でない部分もあります。清潔に関する事も含め、生活習慣等の習得全般に向けた支援を期待します。

○ユニット運営等についても標準的な実施方法が構築され、職員の共通意識が醸成されることが求められます。ユニット毎の差違が個性や特長となる事が期待されます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受け施設内のすべてのことを見直す機会となりました。施設としての強み・弱みも明らかとなり、評価をしっかり受け止め職員全体で共有し改善すべき事項について協議していきます。今後、さらに子ども達にとって安心・安全で希望をもって生活できるよう、全職員で子ども達を支援していきます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ－1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－1－（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ－1－（1）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ○理念・基本方針はパンフレットやホームページに明記しています。毎月の職員会議で全職員に施設の基本方針を確認することで職員への周知を行っています。 ○理念・基本方針は養育目標の指標となっており、実行するために「期待する職員像」を示しています。 ○基本方針「4つの心」を掲げ図式化することで、子どもや家族及び地域にも分かりやすく周知する工夫をしています。		

Ⅰ－2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－2－（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ－2－（1）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○地域の社会福祉協議会会議及び各種研修の参加や福祉新聞等の関係書類を確認することで情報の収集と共有に努めています。 ○地域の、支援を必要とする子どものデータや地域の特徴についての情報は収集できていますが、定期的な経営コスト及び入所稼働率等の分析が不十分です。収集した情報が活かされるよう、定期的な分析をされること期待します。		
3	Ⅰ－2－（1）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ○毎月開催される運営推進会議で課題を確認し、全員参加の職員会議で課題と取組について共有しています。 ○課題に対して職員間で共有し取り組んでいますが、取組の進捗状況の確認が求められます。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ○毎年経営課題と改善計画を作成し、次年度の事業計画が作成されています。 ○改善計画は次年度以降となっており、中・長期の期間の明確化と収支計画の作成などの取組が求められます。		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> ○経営課題と改善計画は単年度の事業計画が作成されています。事業計画は単なる行事計画でなく主たる経営課題の内容が反映されています。 ○事業計画は評価のための数値目標や具体的な成果目標の設定が不十分です。具体的な計画作成が求められます。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> ○事業計画は各委員会担当や行事担当で各職員の意見を集約し、今年度の評価を行い運営推進会議で作成されます。職員会議で周知されています。 ○事業計画の評価及び見直しの手順を明確にすることでより課題に対する計画の作成が期待されます。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<コメント> ○事業計画の中の行事計画においては、児童会や保護者面会時などに説明しています。 ○事業計画の主な内容についての説明が不十分です。子どもや保護者への周知の取組が必要です。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> ○養育・支援の向上の取組として、全国児童養護施設協議会の人権擁護チェックシートを年3回実施し、施設長による個人面接を行っています。 ○第三者評価を定期的に受審し年1回の自己評価も行っています。 ○自己評価の職員への提示はありますが、結果内容の分析は行われていません。自己評価等の分析・検討する場を組織として位置づけ実行することが望まれます。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> ○課題に対しては運営推進会議で検討し対応の検討を行い、職員会議で共有をしています。 ○課題に対して改善の取組は実施していますが、実施状況の評価が不十分のため、計画の見直しにつながっていません。PDCA サイクルに基づく実施が望まれます。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> ○施設長は職員会議や広報誌等で自らの役割と責任について表明しています。 ○有事の際は施設の情報ツール「LINE WORKS」で常に施設長に連絡が取れる仕組みがあります。不在時の権限移譲や緊急時の役割分担や手順について明確にすることが望まれます。		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○施設長は各種研修会や会議に出席して遵守すべき法令等の理解に努めています。 ○職員会議では全国児童養護施設協議会倫理綱領を読み合わせるなど、法令の周知と遵守の為の取組を行っています。 ○遵守する法令は福祉分野に限らず、個人情報保護法や雇用・労働防災など幅広い分野での配慮が必要です。法令や通知のリスト化を図るなどの取組が望まれます。		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○施設長は研修に参加し自己研鑽を積み重ねています。さらに、運営推進会議や職員会議に参加することで養育・支援の状況を確認しています。 ○施設長は毎日の朝礼やユニット会議の報告時に職員に対して随時指導助言を行っています。 ○施設長は養育・支援の質の現状について評価・分析を行っていますが、組織的に継続的に実施できるような仕組みづくりを期待します。		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○施設長は施設の課題解決のために、職員と個別の面接を行い、職員との意見交換をすることで働きやすい環境づくりに取り組んでいます。 ○施設長は経営の改善や業務の実効性を向上させるために、業務上の無駄をなくすことに努めています。人事・労務・財務等を踏まえた分析が充実することを期待します。		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> ○保育士や社会福祉士の実習生を積極的に受け入れ、優秀な人材の確保に努めています。 ○基幹的職員・家庭支援専門員・心理士等の加算職員の配置に積極的に取り組み、養育・支援の質の向上に結び付けています。 ○「期待する職員像」を明確にし、人材の育成に力を入れていますが、計画に基づいた福祉人材の確保と育成に課題があります。		

15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○「期待する職員像」を基に職員が目指す方向を明確にし、自己目標を確立するために施設長は面接を行っています。</p> <p>○職務に対する客観的な評価が行われるために、人事基準を明確にし総合的な人事管理の確立が求められます。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○職員の就業状況について把握し、職員の状況に応じた勤務時間の配慮が行われています。選ばれる施設になるために「子どもの居心地」ができるよう、職員に笑顔がでる体制を目指しています。</p> <p>○日頃より風通しの良い職場を目指し、相談しやすい体制作りを目指しています。副主任を中心に職員の相談を受けています。</p> <p>○改善策が具体的な人員計画に反映することを期待します。</p>		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○「期待する職員像」を明確にし職員会議で周知することで、職員が目指す方向を周知しています。</p> <p>○職員面接では職員の目標の設定まではできていません。職員一人ひとりに個別の目標を設定し、目標管理制度の確立が望まれます。</p>		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○職員に求める専門技術や専門資格が明確であり、それに基づいた研修が組み立てられています。</p> <p>○計画の見直しはされていますが、職員がキャリアアップできるように階層別研修の組み立てなど計画されることを期待します。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>○定期的な面接や職員の日頃の養育・支援の様子を確認することで、職員一人ひとりの知識、技術水準など把握しています。</p> <p>○施設内研修はテーマ別研修及び外部講師を招聘しての研修が実施され、外部研修にも積極的に参加しています。</p> <p>○施設長はOJTを重要な職員の育成方法と考えています。新任職員や個々の経験年数に応じたOJTの充実が期待されます。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>○実習受け入れマニュアルを整備し、保育士・社会福祉士など専門職の実習受け入れを積極的に行っています。</p> <p>○実習内容については、実習プログラムを作成し学校側と連携することで必要に応じた実習内容の調整を行っています。</p> <p>○実習指導者は社会福祉士実習指導者講習会に参加しています。今後継続的な実習指導者への研修実施を期待します。</p>		

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ○ホームページを活用して施設の理念や基本方針、事業計画・報告、養育・支援の内容、事業の収支関係など適切に公開されています。 ○地域に向けては広報誌を活用して活動の紹介などを行っています。施設の活動状況を記録したビデオを作成しており、今後は地域や見学者に視聴を行う予定です。 ○第三者評価の受診結果、苦情・相談に対応した内容等の公開が期待されます。		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ○事務・経理・取引等については事務職務分掌や経理規程に明確にされ、内部監査が定期的実施されています。 ○さらに、運営の透明性を図るために外部の専門家による監査支援受け、支援の結果や指摘事項を基に改善することが望まれます。		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ○地域に根差した施設運営について基本的な考え方が確立しています。職員には、職員会議や日頃の養育・支援の場で施設長は周知を図っています。 ○地域の行事には緑の少年団（花植えやゴミ拾い）、地域の花火大会や夏祭り、宝物探しなどの行事には職員と一緒に参加し、職員は親父の会（地域のボランティアや溝掃除等）に参加しています。 ○子どもの買い物などは子どもたちと一緒に地域に外出しています。		
24	II—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ○施設内での餅つき大会、お茶摘み、学習ボランティアや地域の畑での芋ほりに招待されるなどのボランティアの受け入れを介して子どもとの交流が図られています。 ○ボランティアの受け入れはマニュアルを作成して、注意事項などは受け入れ時に説明しています。地域の学校教育への協力は実施されていますが、基本姿勢の明文化が望まれます。		
II—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> ○地区の区長や民生委員・児童委員、少年補導員、保護司、派出所の警察官などの参加する地域の「安心安全ネットワーク会議」に参加し、地域の一員として子どもの健全育成の活動に参加しています。 ○児童相談所との定期的な連絡・会議や子どもが通う学校の学校運営協議委員、PTA 役員として子どもの課題解決に取り組んでいます。 ○個々の子どもの状況に対応できるよう、地域の関係機関・団体などの社会資源を明示したリストの作成が望まれます。		

Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○地域の福祉課題解決に取り組んでいます。「安心安全ネットワーク会議」や「朝倉市社会福祉法人連絡会」などに積極的に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めています。</p> <p>○地域の行事には積極的に参加、地域の一員として貢献しています。</p> <p>○施設の持つ専門的な知識・技術を生かした地域の福祉課題の解決に向けた活動が期待されます。</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○福岡ライフレスキューに参加し、被災地での家の片付けなどの援助活動参加や子どもたちとのボランティア活動などを行っています。</p> <p>○被災者支援のため地域での合同訓練に参加しています。今後は地域の行政や企業との防災協定などを締結し、福祉避難所や子ども食堂のような地域住民が交流する場の運営などが期待されます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○職員会議毎に全養協倫理綱領の読み合わせを行っており、施設長が遵守について職員へ話をしています。</p> <p>○子どもの権利について研修の中で振り返る時間を持つようにしています。</p> <p>○本年度は特に園内職員研修のほか、外部の各種研修会等に積極的に参加することで職員一人ひとりの意識向上に取り組んでいます。</p>		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの居室は完全個室化しており、個々のプライバシーに配慮しています。</p> <p>○共有スペース等でも環境整備や情報管理を行っています。</p> <p>○個人情報保護とは別に、プライバシー保護に関する規程・マニュアル等の整備と周知への取組が望まれます。</p>		
Ⅲ—1—（2）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の利用の内容や施設の特徴等を紹介したホームページやパンフレット等を準備しています。</p> <p>○入所予定の子どもやその保護者には、希望に応じて入所前の施設見学に対応しています。</p> <p>○子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、子どもや保護者等にとってわかりやすい工夫などが求められます。</p>		

31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○要望が柔軟に受け入れられるよう施設で取り組んでいる点について「入所にあたってのお願いごと」という説明文書を作成しています。 ○「入所にあたってのお願いごと」文書内で同意をとる仕組みになっています。この文書が「同意書」でもあることの具体的な説明が望まれます。 ○今後は意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用を図る事も求められます。 		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○養育・支援の内容の変更にあたっては情報提供及び情報収集を行い、子どもが困惑しないよう配慮しています。 ○地域・家庭への移行に対し、生活の支援体制の構築について、行政や関係機関、他施設等との協議やネットワーク化が期待されます。 ○養育・支援の継続性に配慮した手順と引継書の整備が求められます。 		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○三ヶ月に一度、第三土曜日の午後八時から全体会（児童会）を開催しています。地域小規模施設の子ども達もリモートで参加できるように配慮しています。 ○職員は全体会に参加し、子どもの意見を把握するよう努めています。また園長は個別面接を年に1回実施し、子どもの意見を直接聞き取るようにしています。 ○子どもの満足度調査の定期的な実施と、子ども参画による分析と検討会の開催が求められます。 		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備しています。 ○苦情解決の仕組みについて、子どもや保護者に対し、より周知や理解促進を図る取組や苦情を申し出やすい配慮や工夫が求められます。 ○苦情解決の仕組みを養育・支援の質向上の一環として捉え、有効的な手段の確立に向け取り組むことが期待されます。 		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが相談や意見を述べる際に秘密が守られるよう、相談場所として園長室や相談室を設定しています。 ○相談や意見を述べる事についての掲示物については、子どもに見やすいところに掲示するなど工夫が求められます。 ○子どもへの説明文書や掲示物は年齢や理解度など、それぞれの状況に合わせた、子どもに伝わりやすい取組が望まれます。 		

36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもからの意見については運営推進会議、職員会議で協議し、その結果を児童会で公表することで、子どもと職員とで共通理解を図っています。</p> <p>○意見箱の開封は月一度のみとなっています。こども達の思いや意見・要望への対応に対し、迅速なレスポンス期間として妥当かどうか、評価・検討が期待されます。</p> <p>○苦情解決についての手順書のみならず、こども達の意見や要望を受けた際の手順書やマニュアルの整備が望まれます。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>○ヒヤリハットや事故報告等により事例収集を行っています。</p> <p>○特に新任職員に対しては、園内の危険箇所や過去の事例等を写真で示しながら研修を行っています。</p> <p>○施設にとってのリスクとは何かを様々な視点から捉えて明確化し、それぞれのリスクに対してマネジメントしていくことが求められます。</p> <p>○リスク別にマネジメント責任者を設置し、それぞれの課題解決に向け職員が連携して、具体的に取り組んでいくことが望まれます。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○感染症の予防と発生時の対応マニュアルとして「感染症対策マニュアル」を作成し、子どもの安全確保の体制を整備しています。</p> <p>○ユニット化し個室になったことで、感染症発生時の管理が行いやすくなっています。</p> <p>○感染症対策は事業継続にも関わる大きな課題であるため、一人職である看護師に過負荷がかかることのないよう、施設長のリーダーシップとリスクマネジメント委員会の活用が期待されます。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○月1回、防災避難訓練を実施しています。子ども及び職員の安否確認の方法を定め、訓練時に全職員が対応できるよう、周知を図っています。</p> <p>○防災マニュアルは火災想定以外に、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対しても、施設に入所(利用)している子どもの安全確保のための取組を積極的に行っていく事が期待されます。</p> <p>○防災食や備蓄品の使用期限や明細等の管理が望まれます。今後、BCP 策定の課程でリスク対象と対応手順の整備と見直しが期待されます。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○標準的な実施方法について「子どもの養育支援マニュアル」「子どもの日常生活に対する職員の配慮点」といった文書を作成しています。</p> <p>○「養育・支援についての標準的な実施方法」が継続的に検討され、記録を基に検討結果が実施方法に反映される仕組みの構築が求められます。</p>		

41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「標準的な実施方法」について、定期的（少なくとも年に一度以上）は職員や子ども達からの意見や提案に基づき、また自立支援計画の状況を踏まえて見直しを行うことが望まれます。 ○見直しの手順について、時期やPDCA サイクルによって質の向上に関する検討が継続的に行われること等が書面で整備され、記録に残すことが期待されます。 		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立支援計画策定の責任者を設置し、自立支援計画策定にあたっては家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理士といった専門職も参加しています。 ○支援の段階に応じたアセスメント手法を確立し、子ども達の個別ニーズに応じた個別支援計画となっていることが求められます。 ○個別支援計画策定においては策定・実施・評価・見直しのプロセスが一連に行われることが望まれます。 		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「観察評価表」を年度末に作成し、評価した内容から支援課題を検証して、次年度の自立支援計画へ反映できるようにしています。 ○自立支援計画の評価・見直しを定期的に行う仕組みについては現在試行中です。年度途中での見直しや緊急な変更を含め、マニュアルや手順書の整備が期待されます。 ○養育・支援の質の向上を図るために、子ども達一人ひとりに策定した自立支援計画について、PDCA サイクルを実施することによる恒常的な取組が求められます。 		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活状況等はパソコン上の日誌に記録され、全職員が閲覧できるようになっています。 ○緊急時の電話連絡網のほか「LINE WORKS」（ビジネスチャットツール）を利用して職員全体に情報伝達ができるようにしています。 ○Web 経由での情報共有については、セキュリティレベルの確認や個人情報取り扱い等、記載上のルールや仕組みを確立することが望まれます。 		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護規程を定めており、記録管理責任者を設置しています。記録は電子データでの保存及びそれらを印刷して個人ケース記録に綴じ保管しています。 ○個人情報保護の観点から、記録の管理や取り扱いについて、職員に対し計画的な教育や研修が行われることが求められます。 		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A① 46	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○全養協人權擁護チェックリスト等を活用することで、虐待等の権利侵害の防止に努めています。 ○CAPプログラム等を活用し、子どもと職員とが権利について共通理解を持つことを意識しています。 ○子どもの権利擁護に関する規定には身体的虐待以外にも「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等も保証される内容が反映されていることが望まれます。これらに子ども自身を権利主体として尊重し、積極的かつ具体的に取り組むことが期待されます。 		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A② 47	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人にじいろCAPによる子どもワークショップを実施（年1回）し、子どもの権利について学年別に学習する機会を設けています。日常生活の中でも子どもの持つ権利（『安心』『自信』『自由』）として意識付けを行っています。 ○にじいろCAPスタッフによる職員対象の研修（年3回）を実施しています。子どもの権利擁護やアドボカシー等について考える機会を持っています。職員会議時に全養協倫理綱領の読み合わせを行っています。 ○子ども達が「子どもの権利ノート」を全員所持している確認と、その意義や使い方について改めて伝える取組が望まれます。 		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③ 48	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者や児童相談所等と協議しながら、子どもの発達状況等に応じて、子どもの知りたい情報や事実等を伝える努力をしています。 ○担当職員よりその伝え方や内容等を職員会議等に報告した上で、その意図や今後の見通し等について、職員間で共通理解を図るようにしています。 ○施設に来てからの記録のみでなく、出生してからそれまでの成長記録についても、保護者や過去に養育にあたった人に協力を仰ぎ、情報の収集と整理を行えるような体制整備が期待されます。 		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④ 49	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○法令・規則等に沿って体罰・虐待の禁止を周知徹底し、会議や朝礼等で施設長から職員へ不適切な関わりの防止について随時注意を促しています。 ○子どもに対する不適切な関わりがあった場合、厳正に処罰を行う仕組みが「就業規則」等に規定されることが求められます。 		

A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤ 50	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<コメント> ○入所前の園職員との面談や施設見学等への対応を行い、入所予定児童の不安をできるだけ緩和できるような配慮を行っています。 ○入所までの経過を踏まえて、環境を整えたり、周囲の子どもへ理解を促したりと受け入れの準備をしています。		
A⑥ 51	A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<コメント> ○子どものニーズに沿って、必要な支援を柔軟に行えるようにしています。 ○退所者との連携等があった場合は、その内容を学園日誌及びアフターケア簿に記録しています。 ○OB 同士あるいは入所児童との交流を行っています。コロナ禍で中断していた OB 会を近々再開予定です。 ○退所後の支援について窓口（担当者）を設置し、退所後の不安軽減や援助を支援する体制を確立することが求められます。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦ 52	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<コメント> ○職員は子どもの話を傾聴し、その気持ちに共感しながら対応することを心掛けています。 ○子どもの性格や特性、生育歴等を理解した上で、背景にある心理的課題を理解しながら対応するよう心掛けています。 ○職員主観ではなく、子ども達自身の思いを理解する機会が得られるよう、利用者アンケートの実施と評価・分析が望まれます。		
A⑧ 53	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
<コメント> ○各ユニットでミーティングを随時行いながら、みんなで生活しやすいような必要最小限のルール決めをしています。 ○ユニットごとに担当職員を置き、ユニット全体の調和を保ちながらも、個々のニーズを把握し柔軟に対応することを心掛けています。 ○小舎制となりほぼ個室化され、物理的な変化にもつながりました。職員は日常生活上の支援に割かれる時間も多くなっていますが、その上で基本的欲求の充足について工夫が求められます。		
A⑨ 54	A—2—（1）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
<コメント> ○集団生活の中で仲間を助け合う気持ちを育て、できるだけ子どもたち同士で問題解決ができるよう支援しています。 ○子どもとの対話を重視し、子どもの性格や特性に合わせた声掛けを行うよう心掛けています。子どもと職員とで振り返りを行い、次に繋がるヒントを見出せるよう支援しています。 ○子ども達と共に日常生活の作業分解や分析等を行い、問題や課題を明確にして共有することで、自分たちの生活を自分たちで作っていくという実感作りが求められます。子ども達自身の自立につながる活動への参加の促しや、働き掛けが期待されます。		

A⑩ 55	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○園庭には遊具や鉄棒等を設置、また球技などができるグラウンドを開放することで、子どもが自由に遊ぶことができる環境を整えています。 ○ユニット化したことで、これまで近くにあった学びや遊びの資源が分散され、各ユニット間での差も出てきています。年齢や発達の状況や課題等を踏まえ、一人ひとりに合った学びや遊びの環境が整い充足されることを期待します。 		
A⑪ 56	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活におけるルールや約束事については、機会を作り子どもと考える時間を設けて、主体的に子ども自身が守れるよう促しています。 ○地域行事への参加やボランティア活動等で、子ども自身が体験を通して習得できるよう配慮しています。 ○高学年になると、本人の要望と話し合いにより、状況に応じて携帯電話の所持・使用を行っています。ネット社会となっている現代で、トラブルに巻き込まれないためにも、早期から計画的にリスクや必要な対応等を学ぶ機会を得る取り組みが望まれます。 		
A—2—(2) 食生活		
A⑫ 57	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユニット単位で適温提供した食事を摂っています。食事提供時間は年齢や個人差等、子どもの状況に合わせた対応を行っています。 ○栄養士による栄養管理の下、嗜好調査(年2回程度)を実施し、献立作成に反映しています。 ○日常的にユニット内で調理等ができるようにしていますが、栄養士や調理員と共に調理を行う「クッキングデー」も設けています。 ○清潔に関してチェック表はありますが、管理とチェックが充分でない部分もあります。清潔に関する事も含め、食習慣の習得全般に向けた支援を期待します。 		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬ 58	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども達は季節に合った清潔な衣服を着用しています。またTPOに合った服装が出来るよう準備をしています。 ○気候や生活場面、汚れなどに応じ出来る限り自分で調節しながら衣類の管理ができるよう促しています。 ○洗濯やアイロンかけ等は子どもと一緒にしたりする等、できるだけ共に行うようにしています。 ○衣類の購入は子どもの希望や意見を聞きながら行っています。高年齢児では自分自身で衣類を選び購入できる機会があります。 		

A—2—（4）住生活		
A⑭59	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>○令和5年5月よりユニット単位での生活となっています。居室はすべて個室となり、個人の空間が確保されています。</p> <p>○身につけるものや日常的に使用するもの、日用品などは基本的に個人所有になっています。</p> <p>○ユニット化して半年以上が経過し、衛生管理や感染対策等について各ユニット間でも差違が ついてきています。家庭的な雰囲気を活かした上で、標準的な実施方法に照らした、各ユニット共通の運営ルールの整備を期待します。</p>		
A—2—（5）健康と安全		
A⑮60	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>○毎朝の検温及び健康の確認を行い、子どもの心身の健康については職員間で共有しています。必要な場合の通院支援については、内科的な部分に関しては看護師が行う事が多いが、精神科領域は看護師ではなく日常生活を理解している担当職員が連れて行くことで医師との連携を図っています。</p> <p>○嘱託医による年2回の健康診断および身体測定を実施しており、また学校検診で指摘を受けた場合は、専門医への受診を行うなど健康管理に努めています。</p> <p>○各ユニットで服薬支援を行っています。服薬忘れ（渡し忘れ・声かけ忘れ）を認めるため、服薬支援の間違ひについてはヒヤリハットかインシデント報告等で改善検討を行い、再発防止に努めることが求められます。</p>		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯61	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>○看護師を中心に担当者が絵本や権利のノート等を用いて、日常生活の中で子どもの年齢に合わせて説明しています。否定から入るのではなく、読み取りから始めるようにし、性教育でも項目の幅を広げて行く様に取り組んでいます。</p> <p>○職員には年1回外部講師を招聘して、性教育に関する園内研修を実施しています。</p> <p>○子どもたちの理解を増すように年齢、発達に状況に応じたカリキュラムの作成を期待します。</p>		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰62	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>＜コメント＞</p> <p>○子どもの暴力・不適応行動等の支援については、ケース検討やミーティング等で対応方法を検討し、対応する職員の力量や経験年数による違いが出ないように努めています。</p> <p>○暴力、暴言など行動の激しい子どもについては、児童相談所や専門機関等との連携を図って対応しています。</p> <p>○不適切な行動については、不適応行動がなぜ起きているかの原因や課題を分析し、内容や対応についての職員間の共有と職員のストレスチェック等も行い、職員への支援体制の構築が望まれます。</p>		

A⑱ 63	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども間での暴力やいじめ等が発覚した場合は、施設長を中心に速やかに職員が介入して対応及び検証ができる体制が整っています。 ○ユニット化により小規模単位での生活ができるようになり、子ども同士の関係性や子どもの特性・性格に配慮した生活グループを構成しています。 ○破損物の報告に関する書式が「始末書」というタイトルであった。子ども本人がどのような経緯や心理状態でそのような行為に至ったか、配慮や考慮の上で、信頼関係に影響が出ないよう、適切な書式名の再考が望まれます。 		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲ 64	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○心理担当者は生活場面の中でケアワーカーと密に連携を取り支援を行っています。ケース会議の事例検討ではケースワーカーに助言を行っています。心理職員は職員への研修を行い、心理担当職員との勉強会において、スーパービジョンを受けています。 ○児童相談所との連携は密に取れていますが、保護者等への直接的な関わりは確認できないため、今後は必要に応じて、保護者への心理的支援を行う体制づくりに期待します。 		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳ 65	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ユニット化により居室が完全個室体制になった為、個別で学習できる環境が整っています。 ○中学校教諭による週1回の学習会の実施や中・高校生についての学習塾への通塾の推奨を行っています。小・中学校の特別支援学級や特別支援学校高等部への通学など、子どもの特性や能力に合わせた支援を行っています。 ○宿題をやるだけで精一杯の子どもが多く、学力が低い子どもの基礎学力回復までの取り組みには至っていません。学力の低い子どもへの基礎学力回復支援に工夫を持って取り組むことが期待されます。 		
A㉑ 66	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○高校進学時に将来を見据えての学校選択ができるように、中学校・児童相談所・保護者との連携を図り支援しています。高校卒業後の進路については、子どもの意向を尊重しています。中退であった場合も子ども自身の決定を最終的には認めています。 ○進路については関係機関との連携をしながら進めています。退学することを決めた子も支援しています。他にも最低限の出席日数を確保し、卒業へ向けて本人の意向を入れながら支援しています。 ○子どもにとっての「最善の利益」とは何かを考え、本人の自己決定に資するような情報提供が求められます。進路決定後に失敗した場合でも対応する体制の構築が望まれます。 		
A㉒ 67	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活場面の中で社会の仕組みやルール等について話す機会を持っています。高校生のアルバイトは、学校の規則を遵守させようとして推奨し、各種資格についても子どもの意向を尊重しています。 ○職場実習については、学校で計画される場合が多く、施設での職場実習は取り組んでいません。今後は子ども一人ひとりの特性を活かした実習や体験先の開拓に取り組まれることが期待されます。 		

A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A②③ 68	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○家庭支援専門員を中心に、ケースごとの「保護者対応レベル」を設定し、円滑な保護者対応ができるようにしています。しかし、実際の連携は担当部署や担当職員が中心に行っています。</p> <p>○家庭支援専門員の役割を明確化し、児童相談所や保護者の居住する市町村との連携について、体制を構築しておくことが望まれます。</p>		
A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A②④ 69	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○児童相談所による「親子のきずな再生事業」では、児童相談所との定期的な面接や、「家族応援会議」等を関係機関と行うことで共通理解を持つように努めています。</p> <p>○担当職員を中心に、家庭引き取りが考えられるケースについては、関係機関との連携を図りながら試験外泊等の取組を行っています。</p> <p>○子供の権利ノートはあるが、子ども達が移動する中で所在不明になることも多く、子どものもつ権利に関しての話はにじいろCAPのワークショップが中心になっています。子供の権利ノートには子供の権利擁護専門員宛の葉書が入っているため、本人が権利の行使を望むときにいつでも使用できるよう、所有状況を調査し、再整備に取り組むことが望まれます。</p>		